

障害者総合支援法

【都加算】短期入所 請求事務の手引き

令和3年4月

世田谷区 障害福祉部 障害施策推進課 事業担当

【住所】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
(世田谷区役所 第2庁舎 1階)

TEL 03-5432-2413

FAX 03-5432-3021

1 短期入所都加算とは？

世田谷区で短期入所を支給決定した受給者が同サービスを利用した日数分を、都加算単価表に基づき、介護給付費に上乗せして事業者へ支払う加算です。

※短期入所サービスにおける都加算額は事業所の所在地にかかわらず、東京都民が利用した場合に加算対象となります。

2 請求方法

(1) 提出書類

サービス提供月の翌月10日までに、以下「提出書類一覧」書類を世田谷区役所障害福祉部障害施策推進課事業担当へ提出してください。

・提出書類一覧

No	提出書類名	備考
1	都加算請求書（短期入所）	
2	都加算明細書（短期入所）	
3	サービス提供実績記録票の写し (利用者の確認印の押印があるもの)	介護給付費の様式 記載方法は、『障害福祉サービス事業者における事務の手引き』参照
4	支払口座振替依頼書	世田谷区に初めて請求する時、または振込口座を変更する時
5	福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の写し	世田谷区に初めて請求する時（令和2年度末までは受審が完了している場合のみで可）、および受審が完了した翌月の請求時
6	指定通知書（平成30年4月1日以降に指定を受けた事業所のみ）	世田谷区に初めて請求する時、および毎年4月（または年度初月）請求時

※ 各書類はホームページからダウンロードできます。

(2) 算定方法及び請求書類の記載方法

次頁以降を参照してください。

記入例

都 加 算 請 求 書
(短期入所)

令和 3 年 5 月 10 日

(請 求 先)

世田谷区長

あて

請求事業者	指定事業所番号	1 3 1 1 2 0 0 0 0 0
	住所 (所在地)	〒 111-1111 東京都世田谷区世田谷0-0-0
	名称	社会福祉法人世田谷会
	代表者 職・氏名	理事長 世田谷 太郎 印

下記のとおり請求します。

サービス提供月	令和 0 3 年 0 4 月分
---------	-----------------

明細書件数	20
-------	----

明細書の「当月都加算請求額」の合計金額を記入

請求金額		百万			千			円
	¥	2	0	0	0	0	0	

金額の先頭に「¥」マークを入力

当初指定年月日 又は 福祉サービス第三者評価受審完了年月日	令和		年		月		日
----------------------------------	----	--	---	--	---	--	---

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。

※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。

※平成30年度から令和2年度までの間は空欄でも結構です。

請求担当者	氏名	世田谷 花子
	連絡先	03-5432-0000

整理番号			
0	0	0	0

世田谷	10000
北沢	20000
玉川	30000
砧	40000
烏山	50000

記入例

都加算額請求用

都加算明細書
(短期入所)

利用者住所の管轄地域ごとの整理番号をご記入ください。なお、管轄地域は、受給者証記載を発行している部署と同一です。

令和		年		月分
----	--	---	--	----

受給者証番号		事業所番号	
支給決定障害者		事業者	
支		地域区分	1級地
支		類型	福祉型(旧身体療護)
障害支援区分(障害児の障害の支援の区分)	6	精神科医療連携体制加算	算定不可

都に届出ている類型を選択してください。
また、旧都内単独型身体障害者療護施設(9施設)の場合は、「(旧身体療護)」がついている類型を選択してください。

開始年月日

精神科医療連携体制加算の算定要件を満たしているものとして都に届け出た事業所で、当該利用者が「精神障害者」として支給決定されている場合は「算定可」にしてください。

	サービスコード	サービス内容	算定単価額	利用日数	当月算定額	摘要
基本報酬分	2411111	福祉短期入所Ⅰ6	2,465	2	4,930	
	241131	福祉短期入所Ⅱ6	1,840	1	1,840	
	24					
	24					
		小計			① 6,770	
加算分	246065	短期医療連携体制加算Ⅰ	4,730	1	4,730	
	246066	短期医療連携体制加算Ⅱ	2,370			
	249992	短期医療連携体制加算Ⅲ	(別紙より)			
	246068	短期医療連携体制加算Ⅳ	790			
	246070	短期医療連携体制加算Ⅵ	4,730			
	246071	短期医療連携体制加算Ⅶ	2,370			
		精神科医療連携体制加算	330			
				②	4,730	
	当月都加算請求額 (①+②)				11,500	円

国保連請求時に使う介護給付費等明細書の給付費明細欄のサービスコードを入力してください。

それぞれの利用日数を入力してください。

該当の利用者のみ、「医療連携Ⅲ」シートのD12欄の額を入力

各明細書のこの欄の額を合計して請求書に記入してください。

精神医療連携体制加算を「算定可」とした場合、基本報酬の合計回数が自動的に入ります。

医療連携体制加算（Ⅶ）

事業所の級地	1級地
--------	-----

都単価	国費単位	単位数 単価	国費 単価	都加算 単価
9,550	500	11.2	5,600	3,950

日付	当該日の 看護職員数	当該月の たんの吸引等が 必要な利用者数	当該日の都加算額
合計			0

記入例

短期入所・グループホーム・ケアホーム事業者用

新規 / 変更

(変更理由 1. 口座変更 2. 代表者変更 3. その他 ())

支払口座振替依頼書

振込先金融機関		○×○×				銀行 信用金庫 信用組合 農協		○×○×		本店 支店 出張所								
金融機関コード		金融機関コード				支店コード												
		1	2	3	4	5	6	7										
振込口座	預金種別	普通				当座												
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7										
	振込口座名義	フリガナ	マル	シ	カ	ク	マル	シ	カ	ク	シ	キ	ヨ	ウ	シ	ヨ		
	漢字等	○□○□事業所																

世田谷区障害施策推進課から支払われる介護給付費・訓練等給付費は、今後上記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

令和3年 4月 1日

世田谷区長 あて

事業者コード		1	3	1	1	2	0	0	0	0	0	
事業所	住所 (事業を実施する所在地)	(〒 154-0000) 世田谷区世田谷○ - ○ - ○										
	電話番号	03-5432-0000					FAX	03-5432-0000				
	名称	○×○×法人										
	代表者名	(事業所の代表者が請求者となる場合のみ記入) 印										
事業者 (法人)	名称	○□○□事業所										
	代表者名	世田谷 太郎 印										
地域区分		級地 その他										

別紙『事業者情報調書』のとおり報告する。

別表（第5条関係）
平成24年度

1

単位：日額単価

サービス区分	障害程度区分	地域区分																
		特別区 (1級地)	特甲地 (2級地)	特甲地 (3級地)	特甲地 (4級地)	特甲地 (5級地)	甲地 (3級地)	甲地 (4級地)	甲地 (5級地) 乙地 (2級地)	甲地 (6級地) 乙地 (3級地)	乙地 (4級地)	乙地 (5級地) 丙地 (2級地)	乙地 (6級地) 丙地 (3級地)	丙地 (4級地)	乙地 (その他)	丙地 (5級地)	丙地 (6級地)	丙地 (その他)
福祉型短期入所サービスⅠ	区分6	¥736	¥851	¥895	¥921	¥974	¥1,054	¥1,080	¥1,133	¥1,168	¥1,195	¥1,248	¥1,292	¥1,318	¥1,327	¥1,371	¥1,406	¥1,450
	区分5	¥2,163	¥2,260	¥2,298	¥2,320	¥2,365	¥2,433	¥2,455	¥2,500	¥2,530	¥2,553	¥2,598	¥2,635	¥2,658	¥2,665	¥2,703	¥2,733	¥2,770
	区分4	¥3,579	¥3,660	¥3,691	¥3,709	¥3,746	¥3,802	¥3,821	¥3,858	¥3,882	¥3,901	¥3,938	¥3,969	¥3,988	¥3,994	¥4,025	¥4,050	¥4,080
	区分3	¥3,149	¥3,222	¥3,250	¥3,266	¥3,300	¥3,350	¥3,367	¥3,400	¥3,422	¥3,439	¥3,472	¥3,500	¥3,517	¥3,523	¥3,550	¥3,573	¥3,600
	区分2	¥3,917	¥3,980	¥4,004	¥4,019	¥4,048	¥4,092	¥4,106	¥4,136	¥4,155	¥4,170	¥4,199	¥4,223	¥4,238	¥4,242	¥4,267	¥4,286	¥4,310
	区分1	¥3,487	¥3,550	¥3,574	¥3,589	¥3,618	¥3,662	¥3,676	¥3,706	¥3,725	¥3,740	¥3,769	¥3,793	¥3,808	¥3,812	¥3,837	¥3,856	¥3,880
福祉型短期入所サービスⅡ	区分6	¥624	¥699	¥728	¥745	¥779	¥831	¥849	¥883	¥906	¥923	¥958	¥987	¥1,004	¥1,010	¥1,039	¥1,062	¥1,090
	区分5	¥1,402	¥1,468	¥1,493	¥1,508	¥1,538	¥1,584	¥1,599	¥1,629	¥1,649	¥1,664	¥1,695	¥1,720	¥1,735	¥1,740	¥1,765	¥1,785	¥1,810
	区分4	¥3,564	¥3,604	¥3,619	¥3,628	¥3,646	¥3,674	¥3,683	¥3,701	¥3,713	¥3,722	¥3,741	¥3,756	¥3,765	¥3,768	¥3,783	¥3,795	¥3,810
	区分3	¥3,645	¥3,675	¥3,686	¥3,693	¥3,707	¥3,727	¥3,734	¥3,748	¥3,757	¥3,764	¥3,778	¥3,789	¥3,796	¥3,798	¥3,810	¥3,819	¥3,830
	区分2	¥4,348	¥4,369	¥4,377	¥4,382	¥4,392	¥4,407	¥4,412	¥4,421	¥4,428	¥4,433	¥4,443	¥4,451	¥4,456	¥4,458	¥4,466	¥4,472	¥4,480
	区分1	¥4,058	¥4,079	¥4,087	¥4,092	¥4,102	¥4,117	¥4,122	¥4,131	¥4,138	¥4,143	¥4,153	¥4,161	¥4,166	¥4,168	¥4,176	¥4,182	¥4,190
福祉型短期入所サービスⅢ	区分3	¥2,163	¥2,260	¥2,298	¥2,320	¥2,365	¥2,433	¥2,455	¥2,500	¥2,530	¥2,553	¥2,598	¥2,635	¥2,658	¥2,665	¥2,703	¥2,733	¥2,770
	区分2	¥2,814	¥2,891	¥2,920	¥2,938	¥2,973	¥3,026	¥3,044	¥3,079	¥3,102	¥3,120	¥3,155	¥3,185	¥3,202	¥3,208	¥3,238	¥3,261	¥3,290
	区分1	¥3,487	¥3,550	¥3,574	¥3,589	¥3,618	¥3,662	¥3,676	¥3,706	¥3,725	¥3,740	¥3,769	¥3,793	¥3,808	¥3,812	¥3,837	¥3,856	¥3,880
福祉型短期入所サービスⅣ	区分3	¥1,402	¥1,468	¥1,493	¥1,508	¥1,538	¥1,584	¥1,599	¥1,629	¥1,649	¥1,664	¥1,695	¥1,720	¥1,735	¥1,740	¥1,765	¥1,785	¥1,810
	区分2	¥3,245	¥3,280	¥3,293	¥3,301	¥3,317	¥3,341	¥3,349	¥3,365	¥3,375	¥3,383	¥3,399	¥3,413	¥3,421	¥3,423	¥3,437	¥3,447	¥3,460
	区分1	¥4,058	¥4,079	¥4,087	¥4,092	¥4,102	¥4,117	¥4,122	¥4,131	¥4,138	¥4,143	¥4,153	¥4,161	¥4,166	¥4,168	¥4,176	¥4,182	¥4,190

2

単位：日額単価

施設区分	サービス区分	障害程度区分	地域区分																
			特別区 (1級地)	特甲地 (2級地)	特甲地 (3級地)	特甲地 (4級地)	特甲地 (5級地)	甲地 (3級地)	甲地 (4級地)	甲地 (5級地) 乙地 (2級地)	甲地 (6級地) 乙地 (3級地)	乙地 (4級地)	乙地 (5級地) 丙地 (2級地)	乙地 (6級地) 丙地 (3級地)	丙地 (4級地)	乙地 (その他)	丙地 (5級地)	丙地 (6級地)	丙地 (その他)
都内単独型身体障害者療護施設	福祉型短期入所サービスⅠ	区分6	¥10,746	¥10,861	¥10,905	¥10,931	¥10,984	¥11,064	¥11,090	¥11,143	¥11,178	¥11,205	¥11,258	¥11,302	¥11,328	¥11,337	¥11,381	¥11,416	¥11,460
		区分5	¥12,173	¥12,270	¥12,308	¥12,330	¥12,375	¥12,443	¥12,465	¥12,510	¥12,540	¥12,563	¥12,608	¥12,645	¥12,668	¥12,675	¥12,713	¥12,743	¥12,780
		区分4	¥13,589	¥13,670	¥13,701	¥13,719	¥13,756	¥13,812	¥13,831	¥13,868	¥13,892	¥13,911	¥13,948	¥13,979	¥13,998	¥14,004	¥14,035	¥14,060	¥14,090
	福祉型短期入所サービスⅡ	区分6	¥7,294	¥7,369	¥7,398	¥7,415	¥7,449	¥7,501	¥7,519	¥7,553	¥7,576	¥7,593	¥7,628	¥7,657	¥7,674	¥7,680	¥7,709	¥7,732	¥7,760
		区分5	¥8,072	¥8,138	¥8,163	¥8,178	¥8,208	¥8,254	¥8,269	¥8,299	¥8,319	¥8,334	¥8,365	¥8,390	¥8,405	¥8,410	¥8,435	¥8,455	¥8,480
		区分4	¥10,234	¥10,274	¥10,289	¥10,298	¥10,316	¥10,344	¥10,353	¥10,371	¥10,383	¥10,392	¥10,411	¥10,426	¥10,435	¥10,438	¥10,453	¥10,465	¥10,480

備考

- この表において「サービス区分」とは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7のイに規定する短期入所サービス費区分とする。
- この表において「障害程度区分」とは、法第21条第1項の規定により認定された障害程度区分とする。
- この表において「地域区分」とは、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号に規定する地域区分とする。

別表（第5条関係）

平成25年度

1

単位：日額単価

サービス区分	障害程度区分	地域区分													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	その他
		特別区 (1級地)	特甲地 (2級地)	特甲地 (3級地)	特甲地 (4級地)	甲地 (3級地) 乙地 (2級地)	特甲地 (5級地) 甲地 (4級地)	乙地 (3級地) 丙地 (2級地)	乙地 (4級地)	甲地 (5級地) 丙地 (3級地)	丙地 (4級地)	甲地 (6級地) 乙地 (5級地)	乙地 (6級地) 丙地 (5級地)	乙地 (その他) 丙地 (6級地)	丙地 (その他)
福祉型短期入所 サービスⅠ	区分6	¥657	¥789	¥868	¥921	¥974	¥1,027	¥1,054	¥1,107	¥1,133	¥1,186	¥1,212	¥1,292	¥1,371	¥1,450
	区分5	¥2,095	¥2,208	¥2,275	¥2,320	¥2,365	¥2,410	¥2,433	¥2,478	¥2,500	¥2,545	¥2,568	¥2,635	¥2,703	¥2,770
	区分4	¥3,523	¥3,616	¥3,672	¥3,709	¥3,746	¥3,783	¥3,802	¥3,839	¥3,858	¥3,895	¥3,913	¥3,969	¥4,025	¥4,080
	区分3	¥3,099	¥3,183	¥3,233	¥3,266	¥3,300	¥3,333	¥3,350	¥3,383	¥3,400	¥3,433	¥3,450	¥3,500	¥3,550	¥3,600
	区分2	¥3,873	¥3,946	¥3,990	¥4,019	¥4,048	¥4,077	¥4,092	¥4,121	¥4,136	¥4,165	¥4,179	¥4,223	¥4,267	¥4,310
	区分1	¥3,443	¥3,516	¥3,560	¥3,589	¥3,618	¥3,647	¥3,662	¥3,691	¥3,706	¥3,735	¥3,749	¥3,793	¥3,837	¥3,880
福祉型短期入所 サービスⅡ	区分6	¥572	¥658	¥710	¥745	¥779	¥814	¥831	¥866	¥883	¥918	¥935	¥987	¥1,039	¥1,090
	区分5	¥1,357	¥1,432	¥1,478	¥1,508	¥1,538	¥1,569	¥1,584	¥1,614	¥1,629	¥1,659	¥1,674	¥1,720	¥1,765	¥1,810
	区分4	¥3,537	¥3,582	¥3,610	¥3,628	¥3,646	¥3,665	¥3,674	¥3,692	¥3,701	¥3,719	¥3,728	¥3,756	¥3,783	¥3,810
	区分3	¥3,624	¥3,659	¥3,679	¥3,693	¥3,707	¥3,721	¥3,727	¥3,741	¥3,748	¥3,762	¥3,769	¥3,789	¥3,810	¥3,830
	区分2	¥4,333	¥4,357	¥4,372	¥4,382	¥4,392	¥4,402	¥4,407	¥4,417	¥4,421	¥4,431	¥4,436	¥4,451	¥4,466	¥4,480
	区分1	¥4,043	¥4,067	¥4,082	¥4,092	¥4,102	¥4,112	¥4,117	¥4,127	¥4,131	¥4,141	¥4,146	¥4,161	¥4,176	¥4,190
福祉型短期入所 サービスⅢ	区分3	¥2,095	¥2,208	¥2,275	¥2,320	¥2,365	¥2,410	¥2,433	¥2,478	¥2,500	¥2,545	¥2,568	¥2,635	¥2,703	¥2,770
	区分2	¥2,761	¥2,849	¥2,902	¥2,938	¥2,973	¥3,008	¥3,026	¥3,061	¥3,079	¥3,114	¥3,132	¥3,185	¥3,238	¥3,290
	区分1	¥3,443	¥3,516	¥3,560	¥3,589	¥3,618	¥3,647	¥3,662	¥3,691	¥3,706	¥3,735	¥3,749	¥3,793	¥3,837	¥3,880
福祉型短期入所 サービスⅣ	区分3	¥1,357	¥1,432	¥1,478	¥1,508	¥1,538	¥1,569	¥1,584	¥1,614	¥1,629	¥1,659	¥1,674	¥1,720	¥1,765	¥1,810
	区分2	¥3,221	¥3,261	¥3,285	¥3,301	¥3,317	¥3,333	¥3,341	¥3,357	¥3,365	¥3,381	¥3,389	¥3,413	¥3,437	¥3,460
	区分1	¥4,043	¥4,067	¥4,082	¥4,092	¥4,102	¥4,112	¥4,117	¥4,127	¥4,131	¥4,141	¥4,146	¥4,161	¥4,176	¥4,190

2

単位：日額単価

施設区分	サービス区分	障害程度区分	地域区分													その他
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
			特別区 (1級地)	特甲地 (2級地)	特甲地 (3級地)	特甲地 (4級地)	甲地 (3級地) 乙地 (2級地)	特甲地 (5級地) 甲地 (4級地)	乙地 (3級地) 丙地 (2級地)	乙地 (4級地)	甲地 (5級地) 丙地 (3級地)	丙地 (4級地)	甲地 (6級地) 乙地 (5級地)	乙地 (6級地) 丙地 (5級地)	乙地 (その他) 丙地 (6級地)	
都内単独型身体 障害者療護施設	福祉型短期 入所サービスⅠ	区分6	¥10,667	¥10,799	¥10,878	¥10,931	¥10,984	¥11,037	¥11,064	¥11,117	¥11,143	¥11,196	¥11,222	¥11,302	¥11,381	¥11,460
		区分5	¥12,105	¥12,218	¥12,285	¥12,330	¥12,375	¥12,420	¥12,443	¥12,488	¥12,510	¥12,555	¥12,578	¥12,645	¥12,713	¥12,780
		区分4	¥13,533	¥13,626	¥13,682	¥13,719	¥13,756	¥13,793	¥13,812	¥13,849	¥13,868	¥13,905	¥13,923	¥13,979	¥14,035	¥14,090
福祉型短期 入所サービスⅡ	区分6	¥7,242	¥7,328	¥7,380	¥7,415	¥7,449	¥7,484	¥7,501	¥7,536	¥7,553	¥7,588	¥7,605	¥7,657	¥7,709	¥7,760	
	区分5	¥8,027	¥8,102	¥8,148	¥8,178	¥8,208	¥8,239	¥8,254	¥8,284	¥8,299	¥8,329	¥8,344	¥8,390	¥8,435	¥8,480	
	区分4	¥10,207	¥10,252	¥10,280	¥10,298	¥10,316	¥10,335	¥10,344	¥10,362	¥10,371	¥10,389	¥10,398	¥10,426	¥10,453	¥10,480	

備考

- この表において「サービス区分」とは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7のイに規定する短期入所サービス費区分とする。
- この表において「障害程度区分」とは、法第21条第1項の規定により認定された障害程度区分とする。
- この表において「地域区分」とは、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号に規定する地域区分とする。

別表（第5条関係）
平成26年度

単位：日額単価

サービス区分	障害支援区分	地域区分																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	その他
		特別区 (1級地)	特甲地 (2級地)	乙地 (2級地)	特甲地 (3級地)	丙地 (2級地)	甲地 (3級地)	特甲地 (4級地)	乙地 (3級地)	甲地 (4級地) 丙地 (3級地)	乙地 (4級地)	丙地 (4級地)	特甲地 (5級地)	甲地 (5級地)	乙地 (5級地)	丙地 (5級地)	甲地 (6級地)	乙地 (6級地)	丙地 (6級地)	乙地 (その他)	丙地 (その他)
福祉型短期入所 サービスⅠ	区分6	¥571	¥713	¥811	¥838	¥847	¥891	¥918	¥927	¥971	¥1,006	¥1,051	¥1,078	¥1,131	¥1,166	¥1,211	¥1,246	¥1,291	¥1,326	¥1,406	¥1,450
	区分5	¥2,033	¥2,154	¥2,237	¥2,260	¥2,267	¥2,305	¥2,327	¥2,335	¥2,373	¥2,403	¥2,441	¥2,463	¥2,509	¥2,539	¥2,577	¥2,607	¥2,645	¥2,675	¥2,743	¥2,780
	区分4	¥3,484	¥3,583	¥3,652	¥3,671	¥3,677	¥3,708	¥3,727	¥3,733	¥3,764	¥3,789	¥3,820	¥3,839	¥3,876	¥3,901	¥3,932	¥3,957	¥3,988	¥4,013	¥4,069	¥4,100
	区分3	¥3,055	¥3,145	¥3,207	¥3,223	¥3,229	¥3,257	¥3,274	¥3,280	¥3,308	¥3,330	¥3,358	¥3,375	¥3,409	¥3,431	¥3,459	¥3,481	¥3,510	¥3,532	¥3,582	¥3,610
	区分2	¥3,835	¥3,914	¥3,968	¥3,982	¥3,987	¥4,012	¥4,026	¥4,031	¥4,056	¥4,075	¥4,100	¥4,115	¥4,144	¥4,164	¥4,188	¥4,208	¥4,232	¥4,252	¥4,296	¥4,320
	区分1	¥3,405	¥3,484	¥3,538	¥3,552	¥3,557	¥3,582	¥3,596	¥3,601	¥3,626	¥3,645	¥3,670	¥3,685	¥3,714	¥3,734	¥3,758	¥3,778	¥3,802	¥3,822	¥3,866	¥3,890
福祉型短期入所 サービスⅡ	区分6	¥516	¥609	¥673	¥690	¥696	¥725	¥742	¥748	¥777	¥800	¥829	¥847	¥882	¥905	¥934	¥957	¥986	¥1,009	¥1,061	¥1,090
	区分5	¥1,308	¥1,389	¥1,445	¥1,460	¥1,465	¥1,490	¥1,506	¥1,511	¥1,536	¥1,556	¥1,582	¥1,597	¥1,628	¥1,648	¥1,673	¥1,694	¥1,719	¥1,739	¥1,785	¥1,810
	区分4	¥3,528	¥3,577	¥3,610	¥3,619	¥3,622	¥3,638	¥3,647	¥3,650	¥3,665	¥3,677	¥3,693	¥3,702	¥3,720	¥3,733	¥3,748	¥3,760	¥3,775	¥3,788	¥3,815	¥3,830
	区分3	¥3,602	¥3,639	¥3,664	¥3,671	¥3,673	¥3,685	¥3,692	¥3,694	¥3,706	¥3,715	¥3,727	¥3,733	¥3,747	¥3,757	¥3,768	¥3,777	¥3,789	¥3,798	¥3,819	¥3,830
	区分2	¥4,327	¥4,354	¥4,372	¥4,377	¥4,378	¥4,387	¥4,391	¥4,393	¥4,401	¥4,408	¥4,416	¥4,421	¥4,431	¥4,438	¥4,446	¥4,453	¥4,461	¥4,467	¥4,482	¥4,490
	区分1	¥4,027	¥4,054	¥4,072	¥4,077	¥4,078	¥4,087	¥4,091	¥4,093	¥4,101	¥4,108	¥4,116	¥4,121	¥4,131	¥4,138	¥4,146	¥4,153	¥4,161	¥4,167	¥4,182	¥4,190
福祉型短期入所 サービスⅢ	区分3	¥2,033	¥2,154	¥2,237	¥2,260	¥2,267	¥2,305	¥2,327	¥2,335	¥2,373	¥2,403	¥2,441	¥2,463	¥2,509	¥2,539	¥2,577	¥2,607	¥2,645	¥2,675	¥2,743	¥2,780
	区分2	¥2,714	¥2,809	¥2,874	¥2,892	¥2,898	¥2,928	¥2,945	¥2,951	¥2,981	¥3,004	¥3,034	¥3,052	¥3,087	¥3,111	¥3,141	¥3,164	¥3,194	¥3,218	¥3,271	¥3,300
	区分1	¥3,405	¥3,484	¥3,538	¥3,552	¥3,557	¥3,582	¥3,596	¥3,601	¥3,626	¥3,645	¥3,670	¥3,685	¥3,714	¥3,734	¥3,758	¥3,778	¥3,802	¥3,822	¥3,866	¥3,890
福祉型短期入所 サービスⅣ	区分3	¥1,308	¥1,389	¥1,445	¥1,460	¥1,465	¥1,490	¥1,506	¥1,511	¥1,536	¥1,556	¥1,582	¥1,597	¥1,628	¥1,648	¥1,673	¥1,694	¥1,719	¥1,739	¥1,785	¥1,810
	区分2	¥3,195	¥3,238	¥3,268	¥3,276	¥3,278	¥3,292	¥3,300	¥3,302	¥3,316	¥3,326	¥3,340	¥3,348	¥3,364	¥3,375	¥3,388	¥3,399	¥3,412	¥3,423	¥3,447	¥3,460
	区分1	¥4,027	¥4,054	¥4,072	¥4,077	¥4,078	¥4,087	¥4,091	¥4,093	¥4,101	¥4,108	¥4,116	¥4,121	¥4,131	¥4,138	¥4,146	¥4,153	¥4,161	¥4,167	¥4,182	¥4,190

2

単位：日額単価

施設区分	サービス区分	障害支援区分	地域区分																			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	その他
			特別区 (1級地)	特甲地 (2級地)	乙地 (2級地)	特甲地 (3級地)	丙地 (2級地)	甲地 (3級地)	特甲地 (4級地)	乙地 (3級地)	甲地 (4級地) 丙地 (3級地)	乙地 (4級地)	丙地 (4級地)	特甲地 (5級地)	甲地 (5級地)	乙地 (5級地)	丙地 (5級地)	甲地 (6級地)	乙地 (6級地)	丙地 (6級地)	乙地 (その他)	丙地 (その他)
都内単独型身体 障害者療護施設	福祉型短期 入所サービ スⅠ	区分6	¥10,581	¥10,723	¥10,821	¥10,848	¥10,857	¥10,901	¥10,928	¥10,937	¥10,981	¥11,016	¥11,061	¥11,088	¥11,141	¥11,176	¥11,221	¥11,256	¥11,301	¥11,336	¥11,416	¥11,460
		区分5	¥12,043	¥12,164	¥12,247	¥12,270	¥12,277	¥12,315	¥12,337	¥12,345	¥12,383	¥12,413	¥12,451	¥12,473	¥12,519	¥12,549	¥12,587	¥12,617	¥12,655	¥12,685	¥12,753	¥12,790
		区分4	¥13,494	¥13,593	¥13,662	¥13,681	¥13,687	¥13,718	¥13,737	¥13,743	¥13,774	¥13,799	¥13,830	¥13,849	¥13,886	¥13,911	¥13,942	¥13,967	¥13,998	¥14,023	¥14,079	¥14,110
	福祉型短期 入所サービ スⅡ	区分6	¥7,186	¥7,279	¥7,343	¥7,360	¥7,366	¥7,395	¥7,412	¥7,418	¥7,447	¥7,470	¥7,499	¥7,517	¥7,552	¥7,575	¥7,604	¥7,627	¥7,656	¥7,679	¥7,731	¥7,760
		区分5	¥7,978	¥8,059	¥8,115	¥8,130	¥8,135	¥8,160	¥8,176	¥8,181	¥8,206	¥8,226	¥8,252	¥8,267	¥8,298	¥8,318	¥8,343	¥8,364	¥8,389	¥8,409	¥8,455	¥8,480
		区分4	¥10,198	¥10,247	¥10,280	¥10,289	¥10,292	¥10,308	¥10,317	¥10,320	¥10,335	¥10,347	¥10,363	¥10,372	¥10,390	¥10,403	¥10,418	¥10,430	¥10,445	¥10,458	¥10,485	¥10,500

備考

- この表において「サービス区分」とは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7のイに規定する短期入所サービス費区分とする。
- この表において「障害支援区分」とは、法第21条第1項の規定により認定された障害支援区分とする。
- この表において「地域区分」とは、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号に規定する地域区分とする。

別表（第5条関係）
平成27年度以降

1

単位：日額単価

サービス区分	障害支援区分	地域区分						
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
福祉型短期入所サービスⅠ	区分6	¥447	¥608	¥768	¥875	¥1,089	¥1,250	¥1,410
	区分5	¥1,932	¥2,068	¥2,205	¥2,296	¥2,478	¥2,614	¥2,750
	区分4	¥3,394	¥3,507	¥3,620	¥3,695	¥3,845	¥3,958	¥4,070
	区分3	¥2,982	¥3,084	¥3,185	¥3,253	¥3,388	¥3,489	¥3,590
	区分2	¥3,769	¥3,858	¥3,946	¥4,005	¥4,123	¥4,212	¥4,300
	区分1	¥3,339	¥3,428	¥3,516	¥3,575	¥3,693	¥3,782	¥3,870
福祉型短期入所サービスⅡ	区分6	¥442	¥547	¥651	¥721	¥861	¥966	¥1,070
	区分5	¥1,240	¥1,331	¥1,423	¥1,484	¥1,607	¥1,699	¥1,790
	区分4	¥3,489	¥3,544	¥3,599	¥3,636	¥3,710	¥3,765	¥3,820
	区分3	¥3,570	¥3,612	¥3,653	¥3,681	¥3,737	¥3,779	¥3,820
	区分2	¥4,301	¥4,331	¥4,361	¥4,381	¥4,421	¥4,451	¥4,480
	区分1	¥4,001	¥4,031	¥4,061	¥4,081	¥4,121	¥4,151	¥4,180
福祉型短期入所サービスⅢ	区分3	¥1,932	¥2,068	¥2,205	¥2,296	¥2,478	¥2,614	¥2,750
	区分2	¥2,628	¥2,735	¥2,842	¥2,913	¥3,056	¥3,163	¥3,270
	区分1	¥3,339	¥3,428	¥3,516	¥3,575	¥3,693	¥3,782	¥3,870
福祉型短期入所サービスⅣ	区分3	¥1,240	¥1,331	¥1,423	¥1,484	¥1,607	¥1,699	¥1,790
	区分2	¥3,160	¥3,208	¥3,257	¥3,289	¥3,354	¥3,402	¥3,450
	区分1	¥4,001	¥4,031	¥4,061	¥4,081	¥4,121	¥4,151	¥4,180

2

単位：日額単価

施設区分	サービス区分	障害支援区分	地域区分						
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
都内単独型身体障害者療護施設	福祉型短期入所サービスⅠ	区分6	¥10,457	¥10,618	¥10,778	¥10,885	¥11,099	¥11,260	¥11,420
		区分5	¥11,942	¥12,078	¥12,215	¥12,306	¥12,488	¥12,624	¥12,760
		区分4	¥13,404	¥13,517	¥13,630	¥13,705	¥13,855	¥13,968	¥14,080
	福祉型短期入所サービスⅡ	区分6	¥7,112	¥7,217	¥7,321	¥7,391	¥7,531	¥7,636	¥7,740
		区分5	¥7,910	¥8,001	¥8,093	¥8,154	¥8,277	¥8,369	¥8,460
		区分4	¥10,159	¥10,214	¥10,269	¥10,306	¥10,380	¥10,435	¥10,490

備考

- この表において「サービス区分」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7のイに規定する短期入所サービス費区分とする。
- この表において「障害支援区分」とは、法第21条第1項の規定により認定された障害支援区分とする。
- この表において「地域区分」とは、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号に規定する地域区分とする。
- この表の日額単価は、「東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領」別表における補助基準額に基づく。

別表（第5条関係）
平成30年度以降

単位：日額単価

サービス区分	障害支援区分	地域区分							
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
福祉型短期入所サービスⅠ、福祉型強化短期入所サービスⅠ	区分6	¥2,465	¥2,680	¥2,734	¥2,895	¥3,003	¥3,218	¥3,379	¥3,540
	区分5	¥2,117	¥2,300	¥2,346	¥2,483	¥2,574	¥2,757	¥2,894	¥3,030
	区分4	¥1,766	¥1,917	¥1,954	¥2,068	¥2,143	¥2,294	¥2,407	¥2,520
	区分3	¥1,612	¥1,748	¥1,782	¥1,884	¥1,951	¥2,087	¥2,189	¥2,290
	区分2	¥1,428	¥1,546	¥1,576	¥1,665	¥1,724	¥1,843	¥1,932	¥2,020
	区分1	¥18	¥136	¥166	¥255	¥314	¥433	¥522	¥610
福祉型短期入所サービスⅡ、福祉型強化短期入所サービスⅡ	区分6	¥1,840	¥1,980	¥2,015	¥2,120	¥2,190	¥2,330	¥2,435	¥2,540
	区分5	¥1,406	¥1,529	¥1,560	¥1,652	¥1,713	¥1,836	¥1,928	¥2,020
	区分4	¥2,471	¥2,545	¥2,563	¥2,619	¥2,656	¥2,730	¥2,785	¥2,840
	区分3	¥2,731	¥2,787	¥2,801	¥2,843	¥2,871	¥2,927	¥2,969	¥3,010
	区分2	¥2,820	¥2,860	¥2,870	¥2,900	¥2,920	¥2,960	¥2,990	¥3,020
	区分1	¥100	¥140	¥150	¥180	¥200	¥240	¥270	¥300
福祉型短期入所サービスⅢ、福祉型強化短期入所サービスⅢ	区分3	¥2,117	¥2,300	¥2,346	¥2,483	¥2,574	¥2,757	¥2,894	¥3,030
	区分2	¥1,254	¥1,397	¥1,433	¥1,541	¥1,612	¥1,756	¥1,863	¥1,970
	区分1	¥18	¥136	¥166	¥255	¥314	¥433	¥522	¥610
福祉型短期入所サービスⅣ、福祉型強化短期入所サービスⅣ	区分3	¥1,406	¥1,529	¥1,560	¥1,652	¥1,713	¥1,836	¥1,928	¥2,020
	区分2	¥2,316	¥2,381	¥2,397	¥2,446	¥2,478	¥2,543	¥2,592	¥2,640
	区分1	¥100	¥140	¥150	¥180	¥200	¥240	¥270	¥300

2

単位：日額単価

施設区分	サービス区分	障害支援区分	地域区分							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
旧都内単独型身体障害者療護施設	福祉型短期入所サービスⅠ	区分6	¥10,445	¥10,660	¥10,714	¥10,875	¥10,983	¥11,198	¥11,359	¥11,520
		区分5	¥11,957	¥12,140	¥12,186	¥12,323	¥12,414	¥12,597	¥12,734	¥12,870
		区分4	¥13,436	¥13,587	¥13,624	¥13,738	¥13,813	¥13,964	¥14,077	¥14,190
	福祉型強化短期入所サービスⅠ	区分6	¥8,205	¥8,468	¥8,534	¥8,731	¥8,863	¥9,126	¥9,323	¥9,520
		区分5	¥9,706	¥9,937	¥9,995	¥10,168	¥10,283	¥10,514	¥10,687	¥10,860
		区分4	¥11,196	¥11,395	¥11,444	¥11,594	¥11,693	¥11,892	¥12,041	¥12,190
	福祉型短期入所サービスⅡ	区分6	¥7,160	¥7,300	¥7,335	¥7,440	¥7,510	¥7,650	¥7,755	¥7,860
		区分5	¥7,966	¥8,089	¥8,120	¥8,212	¥8,273	¥8,396	¥8,488	¥8,580
		区分4	¥10,251	¥10,325	¥10,343	¥10,399	¥10,436	¥10,510	¥10,565	¥10,620
	福祉型強化短期入所サービスⅡ	区分6	¥4,908	¥5,097	¥5,144	¥5,285	¥5,379	¥5,568	¥5,709	¥5,850
		区分5	¥5,715	¥5,886	¥5,929	¥6,057	¥6,143	¥6,314	¥6,442	¥6,570
		区分4	¥8,000	¥8,122	¥8,152	¥8,244	¥8,305	¥8,427	¥8,519	¥8,610

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保872-1
東京都清瀬療護園	清瀬市竹丘3-1-72
東京都日野療護園	日野市落川245-1
短期入所 みずき	府中市朝日町3-17-5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継84-6
八王子療護園	八王子市館町2837
アミークス東糀谷	大田区東糀谷6-4-17
竹の塚あかしの杜なごみ	足立区竹の塚7-19-11
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田3-14-19

3 医療連携体制加算

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
(Ⅰ)	¥4,730	¥4,874	¥4,910	¥5,018	¥5,090	¥5,234	¥5,342	¥5,450
(Ⅱ)	¥2,370	¥2,442	¥2,460	¥2,514	¥2,550	¥2,622	¥2,676	¥2,730
(Ⅲ)	¥790	¥814	¥820	¥838	¥850	¥874	¥892	¥910
(Ⅳ)	¥790	¥814	¥820	¥838	¥850	¥874	¥892	¥910
(Ⅴ)	¥4,730	¥4,874	¥4,910	¥5,018	¥5,090	¥5,234	¥5,342	¥5,450
(Ⅶ)	¥2,370	¥2,442	¥2,460	¥2,514	¥2,550	¥2,622	¥2,676	¥2,730

4 精神科医療連携体制加算

330円（級地は問わない。）

備考

1 この表において「サービス区分」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7のイに規定する短期入所サービス費区分とする。

2 この表において「障害支援区分」とは、法第21条第1項の規定により認定された障害支援区分とする。

3 この表において「地域区分」とは、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号に規定する地域区分とする。

4 この表の日額単価は、「東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領」別表における補助基準額に基づく。

別表（第5条関係）

令和3年度以降

1

単位：日額単価

サービス 区分	障害 支援 区分	地域区分							
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
福祉型短期入所サ ービスⅠ	区分6	¥2,454	¥2,669	¥2,723	¥2,884	¥2,993	¥3,207	¥3,369	¥3,530
	区分5	¥2,106	¥2,289	¥2,335	¥2,472	¥2,563	¥2,746	¥2,883	¥3,020
	区分4	¥1,755	¥1,906	¥1,943	¥2,057	¥2,132	¥2,283	¥2,396	¥2,510
	区分3	¥1,600	¥1,737	¥1,771	¥1,873	¥1,940	¥2,076	¥2,179	¥2,280
	区分2	¥1,417	¥1,535	¥1,565	¥1,654	¥1,714	¥1,832	¥1,922	¥2,010
	区分1	¥7	¥125	¥155	¥244	¥304	¥422	¥512	¥600
福祉型短期入所サ ービスⅡ	区分6	¥1,829	¥1,969	¥2,004	¥2,109	¥2,179	¥2,319	¥2,424	¥2,530
	区分5	¥1,395	¥1,518	¥1,549	¥1,641	¥1,703	¥1,826	¥1,918	¥2,010
	区分4	¥2,460	¥2,534	¥2,553	¥2,609	¥2,646	¥2,720	¥2,775	¥2,830
	区分3	¥2,719	¥2,776	¥2,790	¥2,832	¥2,860	¥2,917	¥2,959	¥3,000
	区分2	¥2,809	¥2,849	¥2,859	¥2,889	¥2,909	¥2,950	¥2,980	¥3,010
	区分1	¥89	¥129	¥139	¥169	¥189	¥230	¥260	¥290
福祉型強化短期入所 サービスⅠ	区分6	¥2,454	¥2,669	¥2,723	¥2,885	¥2,992	¥3,208	¥3,369	¥3,530
	区分5	¥2,106	¥2,289	¥2,335	¥2,472	¥2,563	¥2,747	¥2,884	¥3,020
	区分4	¥1,754	¥1,906	¥1,943	¥2,057	¥2,132	¥2,284	¥2,397	¥2,510
	区分3	¥1,601	¥1,737	¥1,771	¥1,874	¥1,940	¥2,077	¥2,179	¥2,280
	区分2	¥1,416	¥1,535	¥1,565	¥1,654	¥1,713	¥1,832	¥1,921	¥2,010
	区分1	¥6	¥125	¥155	¥244	¥303	¥422	¥511	¥600
福祉型強化短期入所 サービスⅡ	区分6	¥1,829	¥1,969	¥2,005	¥2,109	¥2,180	¥2,320	¥2,425	¥2,530
	区分5	¥1,395	¥1,518	¥1,549	¥1,641	¥1,702	¥1,826	¥1,918	¥2,010
	区分4	¥2,460	¥2,534	¥2,552	¥2,608	¥2,646	¥2,720	¥2,775	¥2,830
	区分3	¥2,720	¥2,776	¥2,790	¥2,832	¥2,861	¥2,917	¥2,959	¥3,000
	区分2	¥2,808	¥2,849	¥2,859	¥2,889	¥2,909	¥2,949	¥2,980	¥3,010
	区分1	¥88	¥129	¥139	¥169	¥189	¥229	¥260	¥290
福祉型短期入所サ ービスⅢ	区分3	¥2,106	¥2,289	¥2,335	¥2,472	¥2,563	¥2,746	¥2,883	¥3,020
	区分2	¥1,243	¥1,386	¥1,422	¥1,530	¥1,601	¥1,746	¥1,853	¥1,960
	区分1	¥7	¥125	¥155	¥244	¥304	¥422	¥512	¥600
福祉型短期入所サ ービスⅣ	区分3	¥1,395	¥1,518	¥1,549	¥1,641	¥1,703	¥1,826	¥1,918	¥2,010
	区分2	¥2,305	¥2,370	¥2,386	¥2,435	¥2,468	¥2,532	¥2,581	¥2,630
	区分1	¥89	¥129	¥139	¥169	¥189	¥230	¥260	¥290
福祉型強化短期入所 サービスⅢ	区分3	¥2,106	¥2,289	¥2,335	¥2,472	¥2,563	¥2,747	¥2,884	¥3,020
	区分2	¥1,243	¥1,386	¥1,422	¥1,531	¥1,601	¥1,746	¥1,853	¥1,960
	区分1	¥6	¥125	¥155	¥244	¥303	¥422	¥511	¥600
福祉型強化短期入所 サービスⅣ	区分3	¥1,395	¥1,518	¥1,549	¥1,641	¥1,702	¥1,826	¥1,918	¥2,010
	区分2	¥2,304	¥2,370	¥2,386	¥2,435	¥2,467	¥2,532	¥2,582	¥2,630
	区分1	¥88	¥129	¥139	¥169	¥189	¥229	¥260	¥290

施設区分	サービス区分	障害支援区分	地域区分							
			1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
旧都内単独型身体障害者療護施設	福祉型短期入所サービスⅠ	区分6	¥10,434	¥10,649	¥10,703	¥10,864	¥10,973	¥11,187	¥11,349	¥11,510
		区分5	¥11,946	¥12,129	¥12,175	¥12,312	¥12,403	¥12,586	¥12,723	¥12,860
		区分4	¥13,425	¥13,576	¥13,613	¥13,727	¥13,802	¥13,953	¥14,066	¥14,180
	福祉型強化短期入所サービスⅠ	区分6	¥8,194	¥8,457	¥8,523	¥8,721	¥8,852	¥9,116	¥9,313	¥9,510
		区分5	¥9,695	¥9,926	¥9,984	¥10,157	¥10,272	¥10,504	¥10,677	¥10,850
		区分4	¥11,184	¥11,384	¥11,433	¥11,583	¥11,682	¥11,882	¥12,031	¥12,180
	福祉型短期入所サービスⅡ	区分6	¥7,149	¥7,289	¥7,324	¥7,429	¥7,499	¥7,639	¥7,744	¥7,850
		区分5	¥7,955	¥8,078	¥8,109	¥8,201	¥8,263	¥8,386	¥8,478	¥8,570
		区分4	¥10,240	¥10,314	¥10,333	¥10,389	¥10,426	¥10,500	¥10,555	¥10,610
	福祉型強化短期入所サービスⅡ	区分6	¥4,897	¥5,086	¥5,134	¥5,274	¥5,369	¥5,558	¥5,699	¥5,840
		区分5	¥5,704	¥5,875	¥5,918	¥6,046	¥6,132	¥6,304	¥6,432	¥6,560
		区分4	¥7,989	¥8,111	¥8,141	¥8,233	¥8,295	¥8,417	¥8,509	¥8,600

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保872-1
東京都清瀬療護園	清瀬市竹丘3-1-72
東京都日野療護園	日野市落川245-1
短期入所 みずき	府中市朝日町3-17-5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継84-6
八王子療護園	八王子市館町2837
アミークス東糀谷	大田区東糀谷6-4-17
竹の塚あかしの杜なごみ	足立区竹の塚7-19-11
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田3-14-19

3 医療連携体制加算

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
(IV) - 1	¥698	¥929	¥986	¥1,159	¥1,274	¥1,505	¥1,678	¥1,850
(IV) - 2	¥436	¥580	¥616	¥724	¥796	¥940	¥1,048	¥1,156
(IV) - 3	¥349	¥465	¥493	¥580	¥637	¥753	¥839	¥925
(VII)	¥3,950	¥4,070	¥4,100	¥4,190	¥4,250	¥4,370	¥4,460	¥4,550
(VIII)	¥790	¥814	¥820	¥838	¥850	¥874	¥892	¥910

4 精神科医療連携体制加算

330円（級地は問わない。）

備考

- この表において「サービス区分」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7のイに規定する短期入所サービス費区分とする。
- この表において「障害支援区分」とは、法第21条第1項の規定により認定された障害支援区分とする。
- この表において「地域区分」とは、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）第2号に規定する地域区分とする。
- この表の日額単価は、「東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領」別表における補助基準額に基づく。

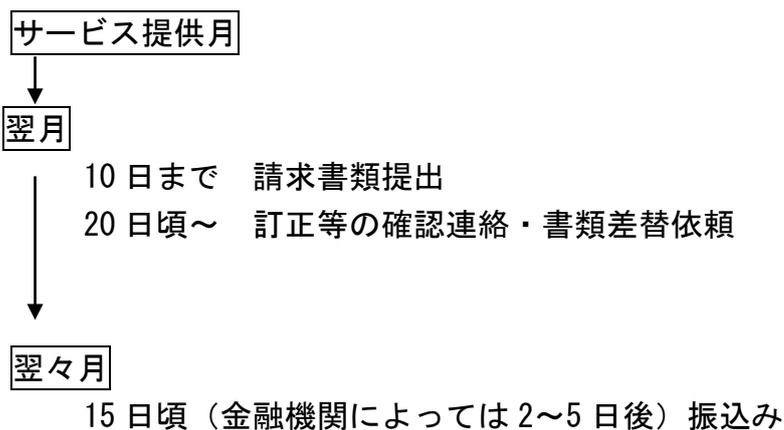
3 区からの支払い

区で請求書類を確認後、指定された口座にお振込みします。

振込先口座を区に届け出していない場合は、様式集の「支払口座振替依頼書」に必要事項を記入し世田谷区障害福祉部障害施策推進課へ提出してください。

また、区から振込完了の通知はいたしません。振込日以降に入金のご確認をお願いします。

☆ 提出から支払いまでのスケジュール



- ◆差替書類を提出される際は、初回に提出した書類と区別ができるように、差替えである旨を明記したメモ等を付けてください。